

意見書

平成 25 年 4 月 17 日

総務省情報流通行政局
情報流通振興課情報セキュリティ対策室 御中

郵便番号 150-0011
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふおーらむ
氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
常務理事 谷井 玲
メールアドレス info@mcf.to
電話番号 03-5468-5091
(連絡先:モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理に関して、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 1

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」論点整理 に関する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

●総論

これまで、形式的な対応が前提であったパーソナルデータに関して、実態に応じた利活用や手続きの検討がなされることは望ましいと考える。一方で、以下の点については論点の修正あるいは追加等を求める。

●10 ページ「3 類型」での分類について

パーソナルデータを 3 類型に分類して、それぞれの類型に応じた適正な取扱いを検討することがあげられているが、例示として記載されている事項に以下のような齟齬があるため修正等を求める。

パーソナルデータの要素として識別情報にあたる「氏名」に関しては、一般パーソナルデータとして分類されているが、同様に識別情報にあたる「契約者・端末固有 ID」については、別類型として「慎重な取扱いを求めるパーソナルデータ」として分類されている。「契約者・端末固有 ID」に関しては、「氏名」と同等あるいはプライバシー性が低いものとして扱われるべきであると考え、ため、「一般パーソナルデータ」に分類されるべきであると考え。

また、分類にあたっては、パーソナルデータを「識別情報」と購入履歴等の「属性情報」に要素分解し、それぞれのプライバシー性の高低に関する検討のもと、統合されたパーソナルデータとして総合的に判断すべきであると考え。

●適正な利用目的に応じた簡便な手続きについて

今回の論点整理では、取得時の手続きに関する観点が主となっているが、適正な利用目的に関する観点を追加すべきであると考え。適正な利用目的に応じたパーソナルデータの利活用が促進されることは、利用者にとっても大きな便益があり望ましいことであるため、一部記載のある災害時や防災目的の場合等だけでなく、対象となる概念を整理した上で適正な利用目的に応じた利用に関して簡便な取得手続き等の検討も追加すべきであると考え。